

■はじめに

街路樹は、戦後の高度経済成長期には大気汚染を緩和し、開発に伴う緑の減少を補うとともに良好な景観を形成することなどを目的として、道路整備の進捗に合わせて全国的に植栽されていきました。

本市でも道路整備、とりわけ都市計画道路の整備に合わせた植栽が進み、市内全体の街路樹本数は約5,700本（令和5年3月現在）となっています。これらの街路樹は魅力的な道路景観の一部となるなど、本市の良好な都市環境向上に大きく貢献しました。

しかし、植栽から一定期間が経過し成長が進んだ街路樹の一部では、大木化や老木化が進み、枯枝の落下や倒木等による事故のリスクが増大し、道路交通の安全に影響を及ぼすとともに、一部の街路樹では紅葉期の落ち葉による沿線住民への負担が増加してきています。

それに加え、街路樹の大木化により交通信号機や交差点で進入車が見えづらくなることで安全運転に支障が出たり、歩道での根上りによって歩行者の通行に支障が生じたりするなどの課題も発生してきました。

大木化や老木化した街路樹が増えることで管理費が増大する一方で、財政健全化計画を推進してきたことなどによる財政的な事情から、一部の街路樹ではやむを得ず強剪定を実施するなど、健全な樹形管理を保つことが困難な状況に至っています。

こうした街路樹の大木化や老木化の進行は、さらなる維持管理費の増大による財政面での負担増加や健全な樹形管理を保つことが困難となることが懸念され、質の高い維持管理を施すための新たな取り組みへと転換し、諸課題に対応していく必要があります。

個々の街路樹がより健全に美しく生育できる環境と安全で快適な道路空間・歩行空間が両立するよう、人口規模に見合った適正な街路樹本数と、持続可能な維持管理体制の確立を目的として、滝川市街路樹適正化計画を策定します。

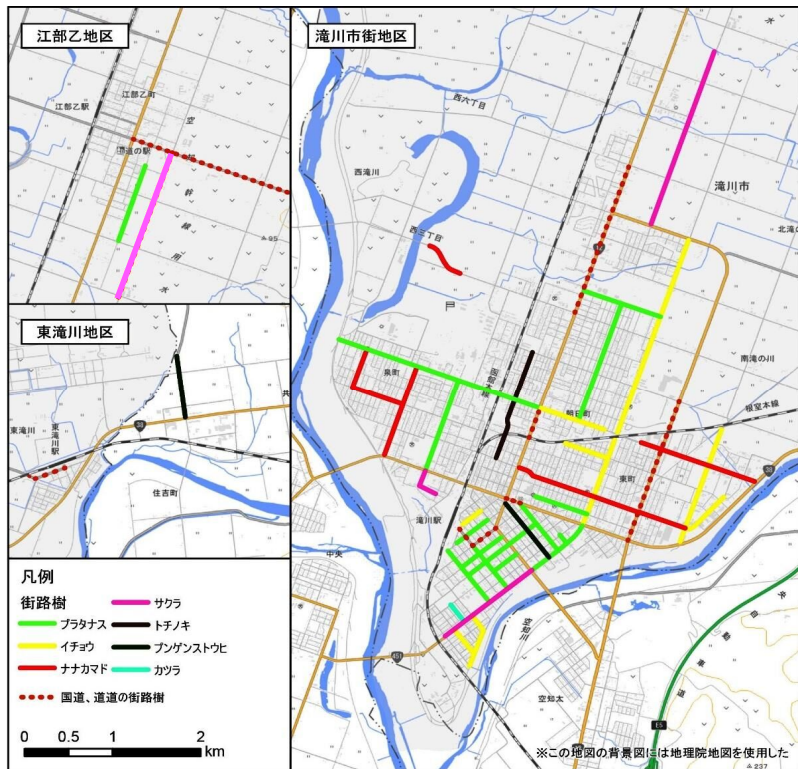
■街路樹の状況

平成13年に策定した「滝川市緑の基本計画」では、「緑の活用」「緑文化の普及」を施策の柱として掲げ、景観形成や環境改善に効果的な街路樹の植栽と保全を進めてきました。

現在、滝川市が把握・管理している街路樹は約5,700本あり、駅前などの中心街にはプラタナス、南北方向の市道にイチョウ、東西方向の市道にナナカマドが多く植栽されており、特に東二号通（東第1授業場通り線）に植栽されているイチョウ並木の紅葉は、本市の四季を彩る名所としての景観が形成されています。

植樹種別	設置延長（m）	延べ延長（m）
ナナカマド	5,122.79	9,115.75
プラタナス	13,917.24	26,914.13
ネグンドカエデ	854.99	1,661.39
イチョウ	9,147.11	15,826.62
ハシドイ	252.95	283.13
ヤマザクラ	2,555.33	4,193.31
トチノキ	250.08	485
ミズナラ	332.68	631.63
その他	8,281.82	13,490.93
総合計	41,400.80	73,742.47

資料：滝川市道路台帳 歩道植樹種別調書



■剪定費の推移

剪定に要する費用は20年前と比較すると約2／3に減少している一方、管理本数に対しての剪定本数の割合は約2％上昇していますが、市内に植栽されている街路樹は落葉樹かつ成長が早い特性を持つ樹種の数量が多いことから、街路樹の成長による作業負担の増加や老木化等により伐採が必要なもの、大木化により道路の安全性に支障を来す樹木の伐採費用等が必要となっていることに加え、近年の労務単価の上昇もあいまって街路樹の剪定コストが上昇しています。

表 高木の管理本数・剪定本数・剪定費用の比較

年 度	管理本数	剪定本数 (管理本数に対する割合)	剪定費用
平成14年度	7,252本	997本 (13.7%)	15,487千円
令和4年度	5,661本	900本 (15.8%)	10,274千円

■街路樹の課題

①樹木の健全性の悪化

○強剪定による樹勢の低下

維持管理費の低減を目的としてその成長速度に応じてやむを得ず樹冠を強く剪定せざるを得なくなり、その結果樹勢の低下が見られます。



○生育空間の不足

近接した植樹により個々の樹木が十分に生育せず、病害伝染も危惧されます。



○病害虫による劣化

老木化することで、病害虫に侵されやすくなり、劣化することで倒木等の危険が増します。



②道路空間の安全性の阻害

○信号や標識等の視認性低下

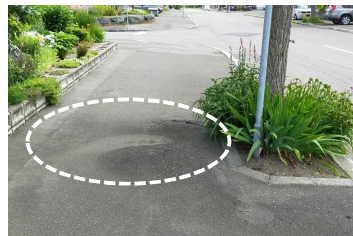
植栽当初は若木だった街路樹も、植栽から数十年を経過し成長が非常に早いプラタナスを始め大きく成長しているものが少なからず存在してきました。張り出した枝葉などで標識や信号を隠し、視認性を低下させている場合があります。



③歩道における安全性の阻害

○根上りによる歩行妨害

根上りにより歩道路面の凹凸が発生し、歩行者などの通行を阻害する場合があります。



○大木化や枝張りによる障害

大木化や枝張りで歩行空間を狭めたり、歩行者に支障となったりする場合があります。



④景観の阻害

○樹形の悪化による景観の阻害

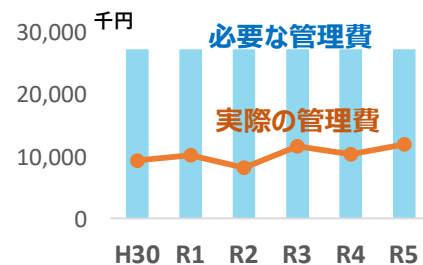
一定の風向きにさらされ続けたため、本来の樹形を失い、景観を阻害している場合があります。



⑤管理の現状

○管理費の現状

現在の管理本数に必要な管理費に対して、実際の管理費予算は3分の1程度となっており、十分な管理ができていない状況にあります。



○交差点部・横断歩道の見通し低下

交差点部や横断歩道などに近接した樹木の成長により、視認性や見通しを悪くしている場合があります。



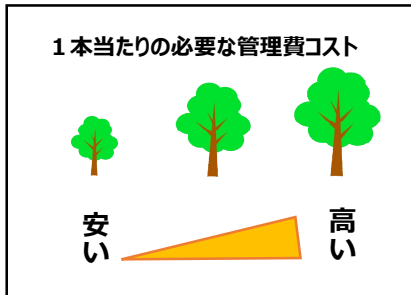
○歩道占拠

植樹枿が歩道幅員を過度に狭め、有効幅員が確保されていない場合があります。



○樹木の成長によるコスト増

街路樹の成長に伴い、1本当たりの管理コストが上昇しています。



■維持管理費圧迫の要因

大木化・老木化した街路樹が増えたことにより維持管理費が増加していますが、過去5年間における街路樹剪定本数の履歴を見ますと、本市における街路樹剪定の大部分は、プラタナスの剪定が主体となっていることがわかります。

プラタナスは、環境への適応力が高く丈夫に育つことから、かつては街路樹としての需要が高く、本市においても積極的な植栽が行われておりましたが、枝葉の処理にコストがかかり、毎年剪定が必要となるため、やむを得ず2年に1回の強剪定に抑える等、維持管理費を圧迫している大きな要因となっています。

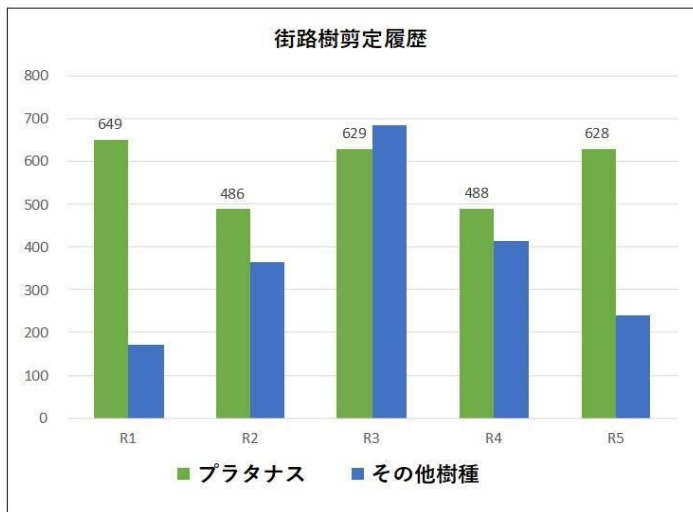
言い換えれば、プラタナスの剪定費が過度な負担となり、他の街路樹の剪定まで手が回らない状態になっているとも言えます。

単位：本

剪 定	R1	R2	R3	R4	R5	備 考
プラタナス	649	486	629	488	628	2年に1回で一巡
その他樹種	171	364	685	412	238	
合 計	820	850	1,314	900	866	

単位：千円

	R1	R2	R3	R4	R5	備 考
剪定費用	8,206	8,272	11,748	10,274	11,847	※剪定費のみ



■街路樹の基礎調査

本計画策定に先立ち、現在の街路樹の状態を把握するため、主に居住区域に植栽されている街路樹4,097本を中心に点検調査を行い、樹木の健全度をA～Dの4区分による判定を設けました。本点検調査により、樹木全体に劣化が進行しているC判定が679本、老木化により重大な事故につながる恐れがあり、かつ緊急対応を要するD判定となった街路樹が682本あることが明らかとなったことから、D判定の街路樹及び一部C判定の街路樹について、重大な事故発生の防止や、歩道及び道路の安全性の確保、市民生活に影響を及ぼす可能性のある街路樹を最優先として緊急的に街路樹の伐採を実施しました。

1. 調査方法 専門業者による近接目視点検
2. 調査期間 令和5年11月8日から令和6年3月15日
3. 調査本数 4,097本（郊外部を除く。）

判定区分	本 数	路 線 数
A・B	2, 7 3 6本	3 9 路線
C	6 7 9本	1 8 路線
D	6 8 2本	3 6 路線
合 計	4, 0 9 7本	9 3 路線

判定区分：A～Dによる判定

- A：** 全体的に健全である。緊急の対応の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
- B：** 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。緊急の対応の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化樹木について定期的な観察が必要なもの。
- C：** 全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故につながらないが、伐木等必要なもの。
- D：** 全体的に顕著な劣化である。重大な事故につながる恐れがあり、早急の対応を必要とするもの。

早急な対応を要するC・D判定の街路樹を伐採したことにより、当面の歩道及び道路の安全性等を確保することができましたが、伐根を完了していないため、順次伐根作業を行っていく必要があります。

また、劣化が進行している伐木等が必要なC判定の街路樹が一定数残存していること、その他の健全な状態の街路樹についても、時間の経過とともに老木化が進行することが予想されるため、これらの街路樹の管理について、本計画で示す方針に基づき適正に管理を行っていきます。



街路樹の適正化に向けて

■街路樹適正化の基本的な考え方

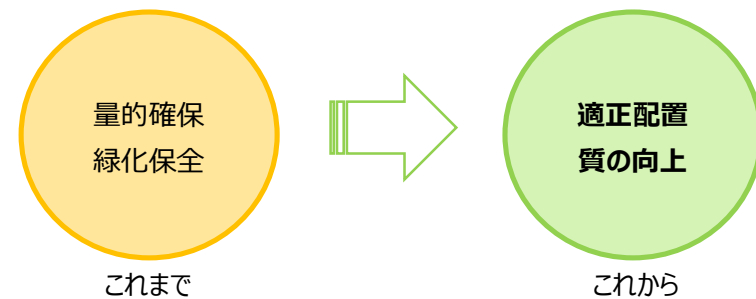
これまで滝川市では、緑の「量的確保」の観点から、道路整備に合わせて多くの街路樹を植栽し、道路の緑化推進が進められてきましたが、植栽後一定の期間が経過し、一部では大木化や老木化、生育環境の悪化などが見られ、道路交通の安全や市民生活に悪影響を及ぼす状況が現れてきました。また、限られた予算の中では、現在の街路樹全てを健全に管理していくことは限界にきています。

しかし、街路樹には滝川市の景観形成や沿道環境の保全・交通安全等の機能があり、それらの効果を確実に発揮できることが重要です。これからは、街路樹1本1本が生き生きと彩り、市民が緑で心を癒やし、安全安心に過ごせる道路空間の形成を図り、市民に愛される街路樹を目指します。



■滝川市の街路樹の将来像

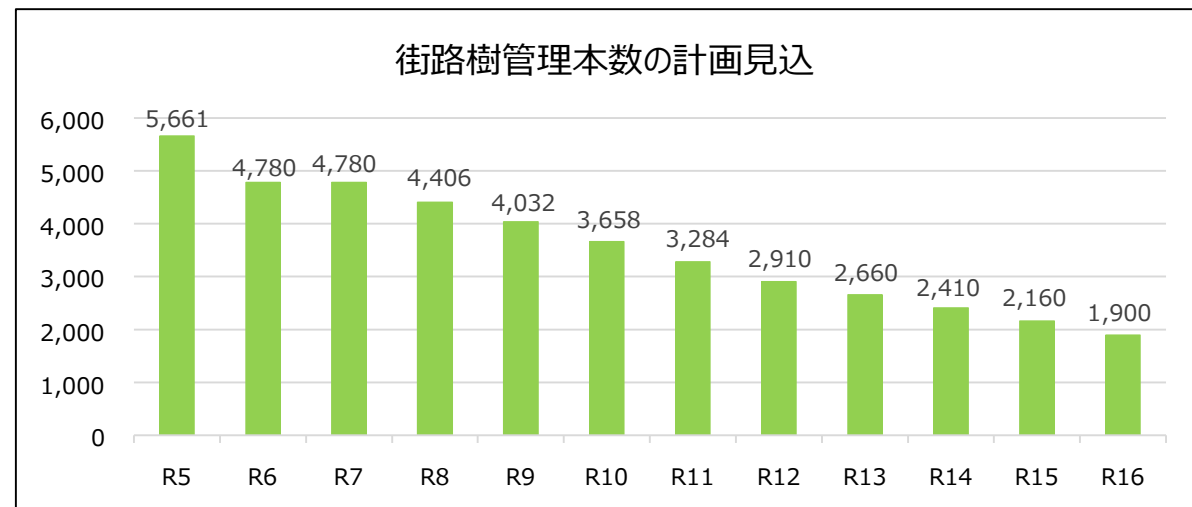
今後は、限られた予算のなかで持続可能な街路樹の管理を目指し、これまでの「量的確保」から「適正配置と質の向上」を図ることを目指します。



街路樹の「適正配置と質の向上」を図るため、本市で管理、把握している約5,700本の街路樹を今後約10年間で1／3程度まで削減し、管理コストの負担低減、歩道及び道路の安全性の確保を目指します。

また、管理本数を減らした後の健全な街路樹は、景観形成や沿道環境の保全・交通安全機能等の維持向上の観点から、路線ごとの適正な配置や丁寧な管理を行い、健全な生育環境を整備していくことを目指します。

なお、大木化・老木化が進行し、維持管理費増加の大きな要因となっているプラタナスについては、「滝川市緑の基本計画」における市街地街路樹景観の重点管理路線（滝新通り線）を除いて、積極的に管理本数を減らしていくこととします。



■将来管理本数の計画的な推進に向けて

～街路樹の伐採方針～

- ①健全度C判定樹木の伐採
- ②プラタナスの積極的な伐採（間引き）
- ③支障木や不適合木の伐採
- ④密集木の間引き

基本理念

市民に愛される街路樹へ

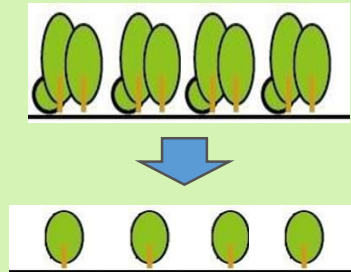
基本方針

①健全な緑の管理

街路樹の1本1本が美しく健全に生育することができるよう、より良い環境を整えて、樹種の特長や樹齢、状態に応じた管理を行います。

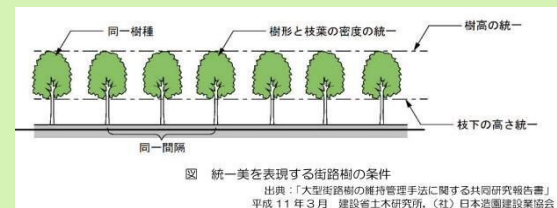
密集した樹木を間引く

樹間が狭い街路樹は間引き、適正な生育空間をつくります。



樹形・高さの統一化

樹高の引下げを行い、樹形と樹高を美しく統一します。



具体的な取り組み

専門家による診断と早期手当

老木化した樹木は造園会社などの専門家による診断を行い、適切に治療します。治療できない場合は、倒木の恐れがあるので安全を優先し伐採します。



街路樹のリユース

地球温暖化防止やSDGsの観点から、伐採した街路樹の発生材（伐採木等）を加工することや、木質バイオマスとして有効活用を図ることを目指します。

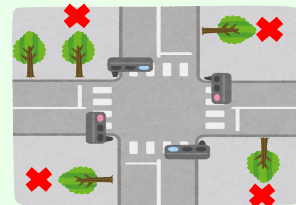


②人に快適な街路樹

街路樹は人に潤いをもたらす一方で、道路交通を妨げている場合があります。そのようなときは、歩行者や自動車の安全を優先し、対処します。

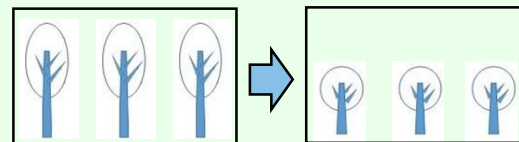
支障木の伐採

道路の安全な通行や見通しの確保を図るため、危険な樹木や信号、道路標識に近接し過ぎる街路樹、交差点・横断歩道周辺の見通しを阻害する街路樹は伐採します。



樹形の縮小

民有地への枝の張り出しや過剰な落ち葉など、大木化により市民に過度な影響を及ぼす街路樹は、樹形を縮小し、影響を小さくします。



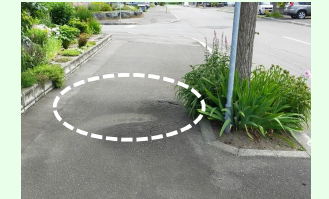
不適合木の伐採

歩行者の安全な通行を確保するため、必要な有効幅員が確保できていない幅の狭い歩道の街路樹や、民有地側に植栽され枝葉が民有地にかかるのを避けるため不自然な樹形となっている街路樹は伐採します。



根上り対処

根上りがある街路樹に対して、植栽基盤の改良や根上りの原因になっている根の切断や除去を実施し、問題を解決します。



③地域の風景を守る

滝川市の街路樹は四季を感じる景観の一部として市民の心を癒やしています。引き続き、滝川市を彩る街路樹をより良い状態で守っていきます。

美しい景観をつくる街路樹の保全

滝川市の景観をつくる街路樹として、特に四季を感じることでできる街路樹が連続する東二号通（東第1授業場通り線）のイチョウ並木は、国道とも交差するゲートウェイ空間の緑でもあり、滝川市が誇る優れた街路樹の最重要路線として、より良い状態で保全・PRを行っていきます。



④市民とともに

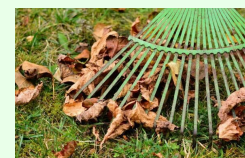
街路樹は市民と身近に関わり、地域の魅力を高め、市民に憩いをもたらしています。そのような街路樹を市民と協働で守り、次の世代につなげます。

市民とともに考える

街路樹に大きな変更を加える場合には必要に応じて地域で話し合いを行い、市民と市がそれぞれの思いを伝え、分かち合い、協働の可能性や活用アイデアを検討の上で実施します。

市民とともに行動する

地域の街路樹を守り、保全するための市民活動（草刈り・落ち葉拾い等）を推進し支援します。（落ち葉用ゴミ袋の配布と回収等）



地域協働による管理体制

市営住宅や工業団地、商店街などに植栽された受益者が限られた街路樹は、管理の協力体制や街路樹の適正量を関係者と協議し、将来を見据えた上で地域に無理のない協働の体制づくりを進めます。

